

とっとり環境の森緊急整備事業実施要領

とっとり環境の森緊急整備事業（以下「緊急整備事業」という。）については、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号。以下「条例」という。）に定めるほか、この要領により実施するものとする。

（定義）

第1条 緊急整備事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- （1）条例第53条の21第1号に定める緊急に公益的な機能を維持し、又は回復する必要がある森林を保全し、又は整備する事業
- （2）鳥取県森林環境保全基金条例（平成16年鳥取県条例第6号）第1条に定める森林環境の保全に資する施策に関する事業

（対象とする森林）

第2条 緊急整備事業において対象とする森林は、鳥取県内に存する公益上重要で緊急に森林の機能を回復する必要がある森林であり、かつ第6条第1項の規定により締結されたとっとり環境の森づくり協定に係る森林とする。ただし、緊急整備事業の既整備箇所は除くものとする。

（緊急整備事業の内容）

第3条 緊急整備事業の内容は、次の各号のとおりとする。

- （1）十分な照度による下層植生の回復を重視し、対象地の現況に応じて本数率で30パーセントから50パーセントの植栽木の間伐の実施（以下「強度間伐」という。）
- （2）無立木状態等の荒廃森林における、早期に植生を回復させるための林地条件の整備等の実施（以下「荒廃地の条件整備」という。）
- （3）その他前2号の内容を実施するために必要な作業の実施

（採択要件）

第4条 前条第1号及び第2号の採択要件は次の各号のとおりとする。

- （1）強度間伐 1団地あたりおおむね3ヘクタール以上
- （2）荒廃地の条件整備 1箇所あたりおおむね0.1ヘクタール以上

（事業実施主体）

第5条 事業の実施主体は、鳥取県とする。

（協定）

第6条 緊急整備事業を実施しようとする場合には、様式第1号によるとっとり環境の森づくり協定（以下「協定」という。）を森林所有者、市町村及び県の3者で締結するものとする。

- 2 協定の期間は、緊急整備事業が完了した年度の翌年度から起算して20年を経過する年までとする。
- 3 相続等により協定に係る森林所有者の権利及び義務を承継した者は、対象とする森林の存する市町村長を経由して様式第2号による承継届を所管の地方事務所（東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。以下同じ。）の長（以下「地方事務所の長」という。）に提出するものとする。

（事業の申請方法等）

第7条 緊急整備事業の実施を要望する者は、当該箇所の存する市町村長へ要望する。

- 2 前項の規定による要望を受けた市町村長は、要望内容を審査し、適当と認めるときは、様式第3号による緊急整備事業対象箇所に関する意見書（以下「意見書」という。）を地方事務所の長へ提出するものとする。
- 3 地方事務所の長は、市町村長から提出された意見書を基に事業候補地を取りまとめるとともに、地方事務所の長が緊急整備事業を実施する必要があると認めた森林と併せ、様式第4号により農林水産部長に協議するものとする。

（評価委員会）

第8条 鳥取県は、別に定める鳥取県森林環境保全税関連事業評価委員会において、緊急整備事業地の選定、事業内容の審査、事業効果の検証等を行うものとする

（その他）

第9条 前条までの規定のほか、緊急整備事業の実施に関する取扱いは、別に定めるもの

とする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成19年1月11日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき締結されたとっとり環境の森づくり協定については、改正前の要領第6条第2項の規定にかかわらず、改正後の要領第6条第2項の規定を適用することができる。

附 則

- 1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。

(様式第1号)

とっとり環境の森づくり協定書

(目的)

第1条 森林所有者 ○○○○(以下「甲」という。)、○○市(町村)(以下「乙」という。)及び鳥取県(以下「丙」という。)の3者は、第3条に掲げる森林を緊急に整備し、水源のかん養、県土の保全など当該森林が発揮すべき公益的機能を協力して保全することを目的に、とっとり環境の森緊急整備事業実施要領(平成17年3月31日付第200400018534号鳥取県農林水産部長通知。以下「要領」という。)第6条第1項の規定により、この協定を締結する。

(期間)

第2条 この協定の期間(以下「協定期間」という。)は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(対象とする森林)

第3条 この協定の対象とする森林(以下「対象森林」という。)は、要領第1条に規定する緊急整備事業(以下「緊急整備事業」という。)を実施する箇所で、その所在地、面積、林齢等は、次の表のとおりとする。

所 在 地	林小班	樹 種	林 齢 年	面 積 ha	備 考 ※

※図面を添付し、備考欄に林分の位置を明記すること。

(整備の内容)

第4条 丙が実施する緊急整備事業で行う整備(以下「整備」という。)の内容は次の各号のとおりとし、その回数は1回とする。[該当しないものは削除]

- (1) 十分な照度による下層植生の回復を重視し、現地の状況に応じて本数率で30パーセントから50パーセントの植栽木の間伐の実施
- (2) 無立木状態等の荒廃森林における、早期に植生を回復させるための林地条件の整備等の実施
- (3) その他前2号の内容を実施するために必要な作業の実施

2 丙は、整備により伐採した樹木を、甲が自らの責任と費用で搬出・利用することを妨げない。

(費用の負担等)

第5条 整備に要する費用は、全額を丙が負担する。

2 対象森林に対する公租公課及び林道その他の施設の設置に伴い課される受益者負担金は、甲が全額を負担する。

3 対象森林について第三者から受ける賠償金又は補償金は、甲に帰属するものとする。

(甲の責務)

第6条 甲は、対象森林について次の各号に掲げる条件を遵守するものとする。

- (1) 丙による整備に協力し、その施行に支障を及ぼす一切の行為をしないこと。
- (2) 協定期間中は対象森林を皆伐したり、開発等により転用しないこと。
- (3) 丙が整備を行ったことを示す標示板の設置を申し出たときは、甲は協定期間中、その設置を認めること。
- (4) 対象森林の境界及び所有権等の権利に関し、第三者から異議の申立てがあった場合は、その処理解決に当たること。

(乙の責務)

第7条 乙は、協定期間中、前条及び第10条第1項に規定する甲の責務が適切に果たされるよう指導、監督しなければならない。

(丙の責務)

第8条 丙は、整備の実施後、その結果を速やかに甲及び乙に報告するものとする。

2 丙は前項の報告時に、丙が第5条第1項の規定により負担した費用の相当額(以下「費用額」という。)を甲及び乙に通知するものとする。

(災害等による損害)

第9条 整備の実施中に、火災、天災その他乙又は丙の責めに帰し得ない事由により対象森林に生じた損害及び第三者に生じた損害については、乙及び丙は、その責任を負わない。

2 整備の実施後、火災、天災その他乙又は丙の責めに帰し得ない事由により、対象森林の林相が著しく変化し、又は立木その他に損害を生じた場合にあっては、乙及び丙は、その責任を負わない。

(協定に係る権利及び義務の承継等)

第10条 甲は、協定期間において、対象森林に地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定(以下「権利の設定」という。)をする場合又は対象森林について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転(以下「所有権の移転」という。)をする場合は、丙へその旨を届け出るものとする。この場合において、甲は、権利の設定又は所有権の移転の相手方(以下「丁」という。)に、この協定に定める権利及び義務を承継させるものとする。

2 甲は、前項の規定による権利の設定又は所有権の移転に際して、この協定を解除する場合又は前項後段の規定による丁へのこの協定に定める権利及び義務の承継がなされない場合は、費用額を丙に支払わなければならない。

3 甲は、協定期間中に氏名若しくは住所に変更があった場合又は次条に定める事項が生じた場合は、速やかにこれを乙及び丙に書面で通知するものとする。

(特別な事情による協定の失効)

第11条 次の各号においては、この協定は対象森林の全部又は一部についてその効力を失う。

(1) 対象森林の全部又は一部が公用、公共用又は公益事業の用に供されたとき。

(2) 火災、天災その他当事者の責に帰し得ない事由により対象森林の全部又は一部が滅失したとき。

(協定に違反した場合の措置)

第12条 甲は、第6条の規定に違反したときは、費用額を丙に支払わなければならない。

(甲の協力)

第13条 丙が、協定期間において、県民の森林に対する理解を深めるために、森林体験、学習活動等の目的のために対象森林を使用することを甲に申し出たときは、甲は協力するものとする。

(疑義の決定)

第14条 この協定に関し疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

上記の協定を証するため、この協定書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 住 所
氏 名

乙 住 所
〇〇市 (町村)
〇〇市 (町村) 長 ○ ○ ○ ○

丙 住 所
鳥取県
鳥取県 (地方事務所の長) ○ ○ ○ ○

(様式第2号)

承 継 届

鳥取県（地方事務所の長）様

森林所有者〇〇〇〇、〇〇市（町村）及び鳥取県の3者が平成 年 月 日に締結したとっとり環境の森づくり協定（以下「協定」という。）に係る森林所有者〇〇〇〇の権利及び義務を承継したので、とっとり環境の森緊急整備事業実施要領（平成17年3月31日付第200400018534号鳥取県農林水産部長通知）第6条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

平成 年 月 日

承継人住所
（法人にあつては、所在地）
氏名
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

記

協定の対象となる森林の所在地	
とっとり環境の森緊急整備事業の整備の内容（協定第4条第1項）	
承継年月日	
承継の理由	
被承継人の住所又は所在地並びに氏名又は名称及び代表者の氏名	

注 氏名等を自署する場合には、押印を省略することができる。

(様式第3号)

平成 年 月 日

鳥取県（地方事務所の長）様

〇〇市町村長

とっとり環境の森緊急整備事業実施要領（平成17年3月31日付第200400018534号鳥取県農林水産部長通知）第7条第2項の規定により、平成〇〇年度とっとり環境の森緊急整備事業対象箇所に関する意見書を次のとおり提出します。

平成〇〇年度とっとり環境の森緊急整備事業対象箇所に関する意見書

1 次の箇所を強度間伐の実施対象箇所として要望します。

所有者名	所在地	林小班	樹種	林齢 年	面積 ha	備考

※ 備考欄に、森林所有者への協定締結の意思確認済み等を記載

2 次の箇所を荒廃地の条件整備の実施対象箇所として要望します。

所有者名	所在地	林小班	樹種	林齢 年	面積 ha	備考

※ 備考欄に、森林所有者への協定締結の意思確認済み等を記載

(様式第4号)

第 号
平成 年 月 日

農林水産部長 様

地方事務所の長
(公印省略)

平成〇〇年度とっとり環境の森緊急整備事業候補地について (協議)

平成〇〇年度とっとり環境の森緊急整備事業候補地を下記のとおりとしたので、とっとり環境の森緊急整備事業実施要領(平成17年3月31日付第200400018534号鳥取県農林水産部長通知)第7条第3項の規定により、協議します。

記

1 強度間伐の実施候補地

団地	森林簿からの情報									現況の情報		保安林 指定種	備考
	市町村	大字	林班	小班	森林 所有者	所有 形態	面積	樹種	林齢	緊急 性	協定		

※ 備考欄に、保安林の指定施業要件の変更等について記載

2 荒廃地の条件整備の事業候補地

団地	森林簿からの情報									現況の情報		保安林 指定種	備考
	市町村	大字	林班	小班	森林 所有者	所有 形態	面積	樹種	林齢	緊急 性	協定		

※ 備考欄に、保安林の指定施業要件の変更等について記載